

北海道芽室高等学校 生徒心得（R4）

（生徒心得および服装規程）

この生徒心得は、本校の教育目標を達成するための行動の基本を示したものである。また、学校は、多数の生徒を中心として幅広い生活が展開されてゆく小社会でもある。したがって生活上の基本的ルールを互いに守り、ひいては、将来の良き社会人となるための素地を築きあげることが大切であろう。以上の観点に立って、各人が自己の目標をしっかりと待ち、真剣に勉学し、人間らしい礼儀を身につけ、若者らしい明朗、健全な生き方を確立しよう。

1 登校・下校

- (1) 通学の際は、本校所定の制服を着用すること。
- (2) 始業5分前までに登校すること。（8時40分始業）
- (3) 登・下校途中においては公衆道徳を守り、生徒として節度ある態度を失わないこと。特に交通規則を守り、安全に留意すること。
- (4) 列車・バス通学に際しては、係員の指示に従い、他の乗客に迷惑をかけないこと。
- (5) はきものは靴を用いる。ただし、サンダル、ハイヒール等は禁止する。
- (6) 校舎への出入りは生徒玄関を使うこと。休日の校舎使用は事前に許可を得ること。
- (7) 下校時刻を守り、時間外の残留については必ず関係教師に届け、許可を得ること。

2 校内生活

- (1) 靴箱は定められた場所を使用すること。
- (2) 上下靴の使用区分を明確にする。スリッパは使用しない。また、上靴のかかとを踏みつけてはかないようにすること。
- (3) 納入金等持参の場合は、すみやかに提出すること。
- (4) 授業中の入退室については、必ずその時間の担当教師の許可を受けること。
- (5) 許可なく座席を変えないこと。
- (6) 登校後、許可なく校外に出ないこと。止むを得ない場合は必ず担任に申し出ること。
- (7) 生徒間における金銭の貸借、物品の売買は禁止する。
- (8) 昼食は、所定の場所で行儀良くとり、みだりに廊下・体育館等で飲食しないこと。
- (9) 掲示物は、必ず係教師の点検・検印を受けること。
- (10) 掃除当番は、各分担区担当者の点検を受けた後解散すること。
- (11) 清掃後の校舎使用については、後片づけをしっかりとて帰ること。
- (12) 下校時、窓等は必ず締め施錠して帰ること。
- (13) 放課後の教室・特別教室等の使用については、必ず担当教師の許可を受けること。
- (14) 部活動については、顧問教師の指導を受け、過ちのないよう万全を期すること。また、活動時間を守ること。
- (15) 学校の備品・公的物品は、許可なくして所定の場所より持ち出してはいけない。また、使用についても必ず許可を受けること。

- (16) 教室・更衣室等に金銭や貴重品を放置しておかないこと。
- (17) 校舎・備品等の破損については直ちに届け出ること。
- (18) 常に公共物を大切にし、机・壁面等に落書きや破損するような行為は絶対にしないこと。
- (19) 校舎内外を問わず紙屑等は必ずごみ箱に分別して捨てること。
- (20) 教科書は必ず持ち帰ること。その他の私物についてもできるだけ持ち帰ること。
- (21) 学習等に関係のない不用な物品は持参しないこと。
- (22) 遺失物・拾得物は直ちに届けること。自己の物品紛失の場合も速やかに届け出ること。

3 校 外 生 活

- (1) 校外においても、常に本校生徒としての自覚ある生活をする事。
- (2) 外出時の服装は生徒らしく、華美を避け端正であること。
- (3) 遊戯場・映画館・飲食店等で 18 歳未満及び高校生入場禁止の場所、または学校で禁止を指示している場所への出入りはしないこと。
- (4) 外出の際は、保護者（家主）に必ず行先、帰宅時間等を告げるようにし、夜間の外出は急用のない場合は避けること。なお、夜 10 時以後の外出は禁止する。
- (5) 外泊は保護者の許可なくしてはならない。
- (6) 他校生との諸活動は原則として禁止する。
- (7) 無届け集会への参加は禁止する。
- (8) 喫煙・飲酒・無免許運転等は絶対にしないこと。
- (9) 長期休暇（夏・冬・春）中の生活は、学力の補充・読書・健全なる趣味・心身の鍛練に力を注ぎ有意義に過ごすこと。
- (10) 登山、キャンプなどを行う場合は、必ず事前に学校に届け出、危険のないような計画のもとに行うこと。また、生徒だけの登山、キャンプは許可しない。
- (11) アルバイトは必ず事前に学校に届け、生徒としての生活に支障のないように留意すること。
- (12) 常に健全なる人間関係をもち、互いに反省・善導するよう努める。

4 学 習 態 度

- (1) 教室等における学習は、生徒としての本分であるから真剣に取り組むこと。
- (2) 授業中は、指導教師の指示に従い、私語をつつしみ、まじめな態度で臨むこと。
- (3) 授業時間と休憩時間のけじめをつけること。
- (4) テストに臨んでは、注意事項を守り、常に真摯な態度を保つこと。また、不正は絶対にしないこと。
- (5) 遅刻の場合は、所定の入室許可証を持参すること。

5 礼 儀

- (1) 時に応じた言葉づかい、あいさつのできる人間となろう。
- (2) 級友間・上級生と下級生間・男女間については、互いの人格を尊重し、暴力的行為があってはならない。
- (3) 廊下等で来客・教師等にあった時は会釈、あいさつをしよう。
- (4) 職員室等へ入る時は、オーバー・コート類のまま入らないこと。
- (5) 集会の際は、自ら進んで敏速に整列し、私語はしないこと。

6 願出・届出を必要とするもの

- (1) 欠席・欠課・遅刻・早退・外出・忌引等については必ず届け出ること。
 - (2) 次に掲げる場合は、所定の用紙により事前に願出・届出をすること。
 - ・休学、転学、退学、校外活動
 - ・旅行、運転免許取得についての事前・事後
 - ・キャンプ、登山
 - ・住所変更、アルバイト、下宿、間借
 - ・各種証明書、異装
 - (3) 次の場合は必ず事前に届出ること。
 - ・生徒集会、校内外掲示物、各種文書配布
 - (4) けが、病気の場合は、保健室にて処置を受け、担任に連絡すること。授業時間に入った時は、保健室利用証明書を持参して教室に入ること。
- ◎生徒心得に記載された事項以外に、学校が教育上、安全上必要とする指示については必ず守ること。

◎生徒心得等（規定）については適宜見直しをする。

- ・心得の改正又は廃止の手続き
- (1) 生徒会は、生徒の意見を集約し、学校長に対し、心得の改正又は廃止を求めることができる。
 - (2) 学校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は心得の見直しが必要となったときは、適切な方法で生徒や保護者、学校評議員等からの意見を聴取するとともに、生徒指導部での審議を経て職員会議でその内容について議論するものとする。
 - (3) 学校長は、職員会議での議論を踏まえ、心得の改正又は廃止について決定するものとする。
 - (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

(1) 服装規程

本規定は、正規の服装（正装服）と夏季期間のみ認める服装（夏服）について定めたものである。

1 男子服装について

イ 制服は本校指定のものを着用すること。

上衣は、紺色ダブルブレザーで指定するボタンをつける。下衣は、灰色グレンチェック・ツータックのズボンとする。

ロ 本校指定のネクタイを着用すること。

ハ ワイシャツは、白色で角襟のシャツカラーもしくはボタンダウンとする。

2 女子の服装について

イ 制服は本校指定のものを着用すること。

上衣は、紺色ダブルブレザーで指定するボタンをつける。下衣は、灰色グレンチェックのスカート（丈は膝頭中央程度）またはスラックスとする。

ロ 本校指定のリボンを着用すること。ただし、スラックス着用時は本校指定のネクタイを着用してもよい。

ハ ブラウスは、白色で丸襟・角襟のシャツカラーとし、襟と襟ぐりの大きくないものとする。

ニ 本校指定のベスト（灰色、グレンチェック）を着用すること。

3 夏服について

イ 男女とも、上衣及びネクタイ・リボンは着用しない。ただし、女子は本校指定のベストを着用すること。

ロ イの場合、規定以外のものとして、男女とも白色ポロシャツの着用を認める。ただし、女子は本校指定のベストを着用すること。

4 その他

厳寒時および体調の優れないときは、上衣の下にベストを着用した上でセーター類の着用を認める。ただし、色は極度に華美でない単色を原則とする。（ワンポイント入りは可）

5 タイツ・ストッキングの着用は認めるが、無地で色は黒・灰・紺・肌色に限る。

6 男女とも華美、異様な装飾品、また、イヤリング・ピアス・ネックレス・ペンダント・指輪等の着用は禁止する。

7 夏服・冬服の着用については、その都度指示する。

8 頭髮については、常に端正・清潔にし、男女ともパーマネント・アイロンやコテの使用、流行による生徒らしくない髪型 変色など加工することは禁止する。

9 化粧等は一切禁止する。色つきリップも禁止とする。

10 本校制服以外の変形された服装は認めない。

11 私物については、学年・氏名等を明確に記入すること。

12 やむを得ず異装をする場合は、予め異装願を提出し許可を得ること。

13 有色眼鏡及びカラーコンタクトについては、医師が必要と認める以外は禁止する。

